

産業民生常任委員会

平成25年6月20日(木)

◎ 開 議 の 宣 告 (午後 1時27分)

○委員長(菊地清一郎) 1時半ということですが、全員おそろいになりましたので、多少早いけれども、ただいまから産業民生常任委員会の会議を開きたいと思えます。

出席委員は8名であります。

本日の案件は、お手元に配付しておりますとおり、付議案件4件、平成25年度所管事務調査年間活動計画案について及び所管事務調査2件の以上7件であります。

審査に先立ちまして、議案第4号 市道の路線の認定についての現地調査を行いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(菊地清一郎) 異議ないものと認め、現地調査を行うことに決定いたしました。

それでは、直ちに現地調査に入ります。

現地調査(午後 1時28分)

開 議 (午後 2時05分)

○委員長(菊地清一郎) それでは、現地調査が終わりましたので、会議を再開いたします。

お諮りいたします。付託された案件につきましては、6月12日の本会議において既に提案理由の説明を受けておりますので、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(菊地清一郎) 異議ないものと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

なお、審査の順番については、説明員の関係から、議案第4号、議案第3号、議案第6号、議案第7号の順番で審査を行います。

最初に、議案第4号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

それでは、議案第4号の質疑を願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(菊地清一郎) ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第4号の討論に入ります。

議案第4号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(菊地清一郎) 異議ないものと認め、議案第4号については原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

それでは、説明員の交代をお願いいたします。

次に、議案第3号 工事請負契約の締結について（優徳団地1号棟建設工事（建築主体））を議題といたします。

それでは、議案第3号の質疑を願います。

○委員（犬塚貴敬） 議案第3号の優徳団地の件でまず1つ質問させてください。

実際に取り壊して、新しく建てるということで、土地の場所は違いますけれども、実際この地域の工事の日程といたしますか、今回の工期は書いてありますけれども、全体の地域に住む方の日程というのはどうなっているのでしょうか。

○住宅課長（早瀬久雄） お答えいたします。

優徳団地1号棟は25年度末に完成するため、既設の旧優徳団地に入居している方々の移転入居を26年度になってから行ってまいります。その後既設住宅14戸を除却し、26年度中に木造平家建て8戸を除却後の跡地に建設し、ポプラ団地既設入居者に移転入居してもらう予定であります。なお、既設のポプラ団地8戸は、平成27年度に除却を予定しております。

以上です。

○委員（犬塚貴敬） この地域で住んでいる方が取り壊して引っ越してというのを何度かここ数年かけて繰り返すようではございますけれども、実際に住む場所ですから住民の方への説明というのも必要だと思っておりますが、そういった説明の中で滞りなく進めるために市のほうとして考えているというか、説明するというような対応といたしますか、ありましたら教えてください。

○住宅課長（早瀬久雄） 住民の説明に関しましては、24年度から行ってございまして、地区の自治会長さんとも協議をしながら進めております。それで、今年度に入ってもこれから入居者の再確認ということで説明会を行いまして、26年度の入居にかけて準備をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（菊地清一郎） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第3号の討論に入ります。

議案第3号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第3号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） 異議ないものと認め、議案第3号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 伊達市介護保険条例及び伊達市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第6号の質疑を願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第6号の討論に入ります。

議案第6号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） 異議ないものと認め、議案第6号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 伊達市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第7号の質疑を願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第7号の討論に入ります。

議案第7号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） 異議ないものと認め、議案第7号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

それでは次に、平成25年度所管事務調査年間活動計画案についてを議題といたします。

このことにつきまして正副委員長案をお手元に配付しておりますので、副委員長より説明いたします。

○副委員長（犬塚貴敬） それでは、正副委員長案をご説明いたします。

まず、1、調査事件は、平成24年度に引き続き、(1)、農林水産業の振興に関することから(17)、市民相談に関することまでの合計17項目であります。

次に、2、月別活動計画は、所管事務調査といたしまして、本日この後に予定しておりますが、6月に長寿祝金の見直しについてとひとり暮らし、低所得者対策に係る制度等について、7月に就農支援研修センター研修棟整備事業について、11月に駅前整備事業について、来年2月に観光物産館の増築についてをそれぞれ行い、それと先進地視察といたしまして10月に施設園芸ハウスエネルギーコスト削減について、6次産業化について及び老人、障がい者、児童福祉の複合施設について

の3項目について行い、団体との意見交換といたしまして8月に伊達赤十字病院、11月に伊達市社会福祉協議会、来年2月に伊達市民生委員児童委員協議会とそれぞれ行いたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（菊地清一郎） それでは、質疑を願います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） ないものと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。伊達市議会会議規則第108条の規定により、正副委員長案のとおり議長に対しまして平成25年度所管事務調査年間活動計画を報告することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

それでは次に、所管事務調査を行います。

最初に、長寿祝金の見直しについてを議題といたします。

この件につきまして説明を求めます。

○福祉部長（椎名保彦） 本日は、長寿祝金の見直しということで提案をさせていただきたいと思っております。伊達市も長寿社会の先端といえますか、高齢化率が全国、それから北海道の率よりも5年、10年先ということでもかなり高齢化率を達成しておりますので、そこら辺高齢者の対策ということできょうは提案をさせていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

○高齢福祉課長（山根一志） 私のほうから説明させていただきます。

長寿祝金についてですが、長寿祝金は長寿の節目を迎えた高齢者を対象として、敬意をあらわすとともに長寿を祝福することを目的として昭和45年の敬老年金から始められ、名称を変え、長寿祝金となり、現在は88歳の方に1万円、99歳の方に1万円、100歳になられた方に10万円として現在まで続けられている事業でございます。今年度25年度の長寿祝金に係る予算につきましては、88歳25名分、99歳27名分、100歳18名分の計250名、総額412万円となっており、高齢化率の上昇とともにその額がふえ続けてきており、今後もその傾向は続き、平成52年ごろには88歳が333名、99歳が27名、100歳が53名、計419名、額にして716万円にもなると予想しているところでございます。

ここからは資料に沿って説明させていただきます。お手元の資料1なのですが、長寿祝金の見直しということで、見直しの背景でございますが、我が国は人口減と高齢化が一層進み、それは伊達市においても例外ではなく、先日公表された国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口によりますと、伊達市でも平成42年ごろには65歳以上が40%を超えると推計されたところでございます。平成52年ごろには、いわゆる現役世代1人が高齢者1人を支えなければならない超高齢化社会、こういうものが到来するということが予想されております。そこに表が載っておりますが、平成42年ごろには高齢化率40%、52年には44.4%、この表には載せておりませんが、2000年、平成12年のときには、大滝は含んでいない数字ですが、その当時の高齢化率は22.1%でございましたので、2000年から2030年、この30年間でほぼ高齢化率は倍になるというような形が予想されているところでございます。それに伴いまして、長寿祝金につきましてもその対象者はふえ続けておりまして、今後さらに増加することが見込まれており、市財政の負担が大きくなることが懸念されてい

るところでございます。その下の表です。平成22年度の実績では決算額284万円、こちらでしたが、平成42年ごろには600万を超え、平成52年には700万を超えることが予想されているような状況でございます。

次のページにお進みください。高齢化率の上昇により、市の歳出に占める社会保障費の割合が上昇することはもう確実な状況になっておりますが、今後高齢者の社会参加対策や見守り、さらに介護予防などに力を入れていかなければならない中であって、今後の市財政の厳しさを考えると、見直すべきものは見直しを行って限られた財源を有効に使っていくことを考えなければならない時期に差しかかっているのではないかとこのように考えております。楽しみにしていらっしゃる方もいることは十分承知しておりますが、一時金的な性格を有する長寿祝金については見直しをさせていただいて、その分を恒常的な少子高齢化社会に対応する事業に振り向けていくことを考えなければいけないというふうに思っております。その下の表ですが、これはかなり大ざっぱな推測にはなるのですが、平成22年、要介護、要支援認定者数1,742名いたのですが、今のペースでいきますと平成42年には2,500人を超え、平成52年も2,300人ぐらいにはなっているのではないかと、これだけで介護特会の持ち出し分というのは一概には表現し切れないのですが、介護特会の規模も平成22年には26億、平成52年ごろにはもう33億とかになってしまうのではないかと、このような形で予想がされているところです。

次に、伊達市、近隣市の状況比較について表にしております。伊達市につきましては、先ほど申しましたとおり平成15年度から現在の制度として続けております。室蘭市につきましては、平成22年度に改正を行いまして、100歳、3万円のみという形になっております。登別市に至りましては、平成19年度で祝金品的なものは廃止いたしまして、現在は表彰状を99歳で渡しているというふうに聞いております。その後、苫小牧、函館も資料のとおりのような内容になってございます。ちなみに、34市中でいきますと88歳に関しては16市、99歳につきましては9市、100歳については24市、この市が現在金品のほうをお祝いとして渡しているような状況でございます。

そこで、見直しの内容なのですが、次のとおり長寿祝金を見直しさせていただきたいということで、平成26年度からこのようにしたいということで考えております。100歳を10万円から3万円へ、99歳、88歳につきましては廃止という形で考えさせてもらっております。

今後のスケジュールですが、この後秋口にかけてパブリックコメントをやらせていただきまして、12月の定例会で条例改正案を提出させていただきまして、26年度から改正条例の施行という形で考えております。

88歳と99歳の支給を廃止することにより、今後対象となられる方につきましては楽しみにされていた方、あるいはがっかりされる方がいることは重々わかっているのですが、急速に少子高齢化が進む中でこれからの福祉施策を考えたときに、先ほども言いましたとおり高齢者の見守り、社会参加、要するに要介護状態にならないということが一番に置いた介護予防事業、こういうものに力を注いでいかなければならないというふうに考えておりますので、そちらの財源にこれらを回していきたいというところが最大の理由になろうかと思っております。

以上です。

○委員長（菊地清一郎） ただいま説明のありましたこの件について質疑を願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） ないものと認め、質疑を終わります。

それでは次に、ひとり暮らし、低所得者対策に係る制度等についてを議題といたします。

この件につきまして説明を求めます。

○高齢福祉課長（山根一志） それでは、引き続き私のほうから説明させていただきます。

お手元の資料、資料2というふうに表示しておりますが、今回ひとり暮らし、低所得者対策に関する制度とかサービスについて説明をさせていただきたいと思えます。なお、必ずしもひとり暮らし、低所得者のみに係ったものでない制度も含まれておりますが、主なターゲットがひとり暮らしあるいは低所得者であるというものをまとめさせていただいたというような資料になっております。

それでは、順次説明させていただきます。資料でいいますと4ページになりますが、介護保険料についての減免についてでございます。こちらについては、低所得者への減免ということで、こちらに限度額が書いてありますが、前年の世帯の総収入額、預貯金の額などを勘案の上、わかりやすいところと言うと該当すると保険料の段階が1つ落ちるといような形になるのですが、そのような形で減免をする制度がございますということを載せております。平成24年度でこの制度を利用された方は、約10名ほどいらっしゃいました。

次に、5ページのほうに移らせてもらいます。高額介護サービス費の支給についてでございます。こちらにつきましては、介護サービスを利用した場合10%分がご本人の負担分になりますが、その合計額が次の負担上限額、いわゆる限度額ですね、こちらを超えたときに申請をすると超えた分が高額介護サービス費として支給される、給付されるものでございます。区分のほうが利用者負担、第1段階から第3段階、基準額と書いてありますが、こちらのほうの段階は介護度とは違います。これは、保険料でいいますと1から6段階あるのですが、その保険料の1段階が利用者の負担の1段階、2段階が2段階、3段階が3段階で、4段階から上が一番下の基準額の段階に当てはまる形になります。それぞれの要件は書いてあるとおりでございます。こちらにつきましては、特に3段階、それから基準額のほうは世帯でもって負担額が決められておりまして、こちらについては2人以上いらっしゃる場合は案分等で整理するようになっています。

次に、5ページ下段なのですが、文字だけ書いてあるのですが、高額医療、高額介護合算制度というものもでございます。こちらにつきましては、先ほど言いました高額介護サービス費の制度とあわせて高額医療のほうも適用して、先ほどの高額介護サービス費につきましては月単位でやらせていただくのですが、こちらのほうは1年間で計算して、超えた分をお返りするようになっている制度でございます。ただ、ほとんど主体は後期高齢、こちらのほうでやっているような事業になっております。

次、6ページでございます。特定入所者の介護サービス費でございます。こちらにつきましては、介護保険施設に入所した場合、先ほど言いました本人の負担分というのは本来1割なのですが、そ

の1割の中に食費、居住費、日常生活費は含まれておりません。こちらは基本的に自己負担という形になっているのですが、その食費、居住費、日常生活費を国が定めています基準を超えた場合はその所得に応じて減額するというような形になっております。例えばそこで言いますと、利用者負担段階は先ほどの高額サービスと同じなのですが、例えば1段階の方、食費が300円と書いてありますね、これ多分1日でほぼ1,400円ぐらい、1,380円かかるはずなのですが、300円、これを超えた分はお返しするというような形の制度になっております。

続きまして、7ページ、社会福祉法人による利用者負担の軽減ということなのですが、これまたちょっと性格が違うのですが、こちらにつきましては社会福祉法人が提供する介護サービスを利用した方で特に生計が困難な方に利用者負担を軽減をするというような制度でございます。社会福祉法人全てが対応しているわけではございませんで、社会福祉法人の中でもこの制度に取り組んでいる施設もありますし、取り組んでいない施設もあるような形になっております。現在伊達市のほうではかかわっている法人は8法人あります。内容といたしましては、取り組んでいる社会福祉法人のほうを利用いたしましたら利用者の負担の4分の1を減額すると、75%お支払いいただくと、4分の1につきましては社会福祉法人のほうで減額すると、ただその財源につきましては減額した4分の1の2分の1を法人が実質負担して、残りは市のほうで負担しているというような制度になっております。また、その残りの2分の1の市の負担につきましても道の補助が入りますので、本当の伊達市の持ち分はもっと小さな数字になってくるような形になっております。おおよそ平成24年実績で50名以上の方が利用されています。ほとんどが特養の入所者でございます。

続きまして、ここまでが介護保険絡みの話だったのですが、ここからはサービスについて説明させていただきたいと思っております。資料8ページです。高齢者等緊急通報サービス事業でございます。せっかくの機会でございますから、きょう実は本物をお持ちいたしました。こちらなのです。これは、一般の電話回線につないでいただくようなものになっておりまして、簡単に言いますと、何か困ったこと、緊急事態があったら、この大きな緊急ボタンを押すと契約しておりますオペレーターのところにつながりまして、対応するというようなものになっております。非常にボタンを大きくつくっておりますので、緊急事態だと電話をしたりするのは大変かと思いますが、とにかくたたくようにしても押せるというような状況になっております。こういうものがございまして、これを電話につないで使っていただくものなのですが、こちらにつきましてはおおむね65歳以上のひとり暮らしの方などに使っていただいております、利用額が月額370円かかりますが、物すごくお得なシステムになっているかなというふうに思っております。市といたしましては総額で約700万かかっておりますが、現在百四、五十名の方が利用されております。なお、年間、こちらにつきましては実はほとんどが誤報でございますが、いわゆる真報と言われるものが10件程度しかないのですが、内容といたしましてはほとんどが救急車要請というような形になっております。なお、この間山下町のほうで強盗事件がございましたよね、あちらの事件が起きてから非常にあの地域ではこれが出回っているというような状況に今なっております。

次に進めさせてもらいます。高齢者福祉電話設置事業というものをやっております。こちらにつきましては、自宅に電話がない方で安否等の電話サービスが必要な方に、福祉電話といたしまして

基本料を市のほうで持って電話をつけているというような事業になっております。ただ、ここ数年4名の方で固定されているような形になっておりまして、今の時代電話のない方はほとんどいらっしゃらないかな、あるいは携帯電話の普及なんかもあるのかなと思いますが、なかなか新規には、多分今後ふえていく事業にはならないというふうに考えております。

次に、9ページに進ませてください。これはちょっとサービスとは違いますが、ほとんどが低所得者対策、経済的理由の方になると思うのですが、養護老人ホームの入所もやっております。こちらは、一応経済的理由の方が1番、中には環境上、家が物すごく古くて、こんなところ住んではだめでしょうか、あるいは家族の関係、虐待とまでいかないかもしれませんが、この家族の中でやっていけないのではないかと、そういうようなことを勘案いたしまして、在宅の生活が困難な方について入所相談に応じ、必要があれば措置しているというような状況になっております。現在伊達市は市立の潮香園初め7施設のほうに全部で90名以上措置しております。24年度末でそのうち73名が潮香園という形になっておりまして、残り20名程度が市外の6から7の施設に受け入れてもらっております。本人の負担といたしましては、マックスで月14万、最低はゼロなのですが、階層といたしましてはゼロ円の1階層、こちらが最も多いことになっておりまして、約15%程度の方は1階層に属しているというような形になっております。なお、所得の階層は全部でゼロから39段階ありまして、大体2,000円刻みぐらいで段階がつくられているような状況になっております。

次に、10ページをお開きください。ひとり暮らし高齢者等電話サービス事業、こちらにつきましては社協さんのほうをお願いしているのですが、ボランティアの方が安否確認等を定期的に行っているようなサービスで、おおむね65歳以上のひとり暮らしなんかをターゲットとして行っている事業です。

その下、ひとり暮らし高齢者等訪問サービス事業、こちらは先ほど電話で行っていたものを実際にボランティアが自宅に訪問するというようなサービスになっております。

その下、「食」の自立支援事業、いわゆる配食サービスです。こちらにつきましては、1人当たり週3回を限度に昼食を各戸に届け、食べることを通じて低栄養状態の予防、改善、あるいは本当に食事をつくれないうちの方に対する支援という形で実施しております。現在平成24年度実績で実利用者が100名程度、食数にして7,800程度提供しております。そのうち、前は宅配クックというところもやっていたのですが、そちらは撤退されましたので、現在は3割程度が社会福祉協議会、7割程度がレストランこだまさんのほうでやっているような形になっております。1食当たり400円いただいておりますが、物といたしましては600円程度の物を提供しているような形になっております。利用者の方は、ほとんど週3日利用されている方が多いです。

次に、11ページです。高齢者日常生活用具給付事業、こちらは日常生活の便宜を図るためということで、電磁調理器、火災報知機、自動消火器を給付するというような事業で、実は何年か前に火災予防条例か何かで火災報知機の設置義務がございました。あれにあわせてやっていた事業で、あのころは結構盛んだったのですが、現在はその辺も一通り終えたということで、それほど利用者はいらっしゃらない。中身としては、火災対策、火災予防みたいな事業になっております。

次に、12ページです。こちらは、救急医療情報キット、いわゆる安心キットと呼ばれているもの

でございます。今まで3年間、22年度から始めまして大体1,000個ぐらい、1,000件ぐらいにお配りしているものになります。実物がこちらになってございます。こちらを冷蔵庫の中で保管しておいてもらうというものになっておりまして、この中にこういう紙が入っております。この紙は普通の紙ではなくて、若干耐水性のあるぬれても破れない紙になっております。こちらのほうに名前ですとか、かかりつけ医療の情報とか、そういうものを書いていただいて、冷蔵庫に保管しておいてもらう。そして、冷蔵庫のほうにはこのように入っていますよというステッカーを張っていただいて、入り口のドアにはこちらのステッカー、ただこれ表に張ってはいけないのです。裏に張るのです。表に張りますと私のうちは弱者がいますよと宣伝しているようなものになってしまうので、裏に張るのですが、張って、消防隊員、駆けつけた方があるのではないのかとわかるような仕組みにしております。加えまして、近年この配付先の情報は消防のほうにも今伝えております。ですから、消防は救急要請があった場合、あらかじめあそこのうちにはこれがあるということがわかる状態で行っているというようなことになっております。

以上で一通り説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（菊地清一郎） ありがとうございます。

ただいま説明のありましたこの件について質疑を願います。

○委員（辻浦義浩） 10ページのひとり暮らし高齢者等電話サービスと訪問サービスがありますけれども、実際にボランティアを行っている方というのはどのぐらいいらっしゃるのか、お願いします。

○高齢福祉課長（山根一志） 私先ほど数字ちょっと言い漏らしてしまいました。電話サービスなのですが、現在実はそれほど利用者がいらっしゃいません。なぜかが僕らも余り分析し切れていないところあるのですが、24年度実績で利用された方は延べで6人でございます。ということで、この事業につきましては基本的には以前ボランティアでやっていたのですが、今現在は社協さんがボランティア頼むまでもないということで職員の方が対応されてやっております。なお、その下のひとり暮らし訪問のほうにつきましては、延べ161名、480回訪問、実人員にして18名の方が利用されていますが、ボランティアの数は正確には私ちょっと記憶していないのですが、五、六名以上の方はいらっしゃったと思います。

○委員（小泉勇一） 5ページの高額医療と高額介護合算制度なのですが、ここの下のほうに北海道後期高齢者医療広域連合から文書で案内がありますとあるのですけれども、高額医療と介護は別だと思われるのですけれども、これは書いてあるとおり後期高齢者の医療広域連合から連絡があるのですか、お尋ねしたいと思います。

○高齢福祉課長（山根一志） 申しわけございません。私もこころ辺り余り明るくないのですが、7月31日時点で医療世帯を合算して、所得区分に応じて限度額を超えた分を払い戻すとしておりまして、これにつきましては医療広域連合ですか、こちらのほうから文書で案内があるというふう聞いております。

○委員長（菊地清一郎） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） ないものと認め、質疑を終わります。

以上で所管事務調査は終わりました。

お諮りいたします。調査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菊地清一郎） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で産業民生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 2時45分）